

まちづくり条例事前協議申請 添付図書一覧

図 書 名	記載事項	備考
1 位置図 (1/10,000以上)	・開発区域の位置を表示した地形図	
2 現況図 (1/2,500以上)	・方位、縮尺、地形 ・開発区域の境界(赤線) ・開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設・既存建築物・工作物 ・現況地盤高	
3 土地利用計画図 (1/1,000以上)	・方位、縮尺、凡例 ・地形、開発区域の境界(赤線) ・公共施設等の位置及び形状 ・予定建築物等の用途及び敷地の形状 ・計画地盤高	
4 造成計画平面図 (1/1,000以上)	・方位、縮尺、凡例 ・地形、開発区域の境界(赤線) ・切土又は盛土をする土地の部分 ・擁壁の位置、延長、全高及び見え高、隅角補強 ・道路の位置、形状、幅員、延長	擁壁は展開図の照合符号を表示すること 造成計画断面図の縦横断線の位置と符号を表示すること
5 造成計画断面図 (1/1,000以上)	・縮尺 ・開発区域の境界(赤線) ・縦横断線の符号 ・切土又は盛土をする前後の地盤面及びその高さ ・基準線(DL等) ・2方向断面図(縦横) ・崖、段切り、擁壁、道路、河川、水路等の位置及び形状 ・法面の形状、高さ、勾配、保護方法 ・既存及び新築する建築物・工作物の位置	切土又は盛土をする前後の地盤面の高低差がある箇所 切土又は盛土をしない場合であっても作成すること 擁壁や水路等の構造物については名称を記載
6 給水施設計画平面図 (1/500以上)	・方位、縮尺、凡例 ・給水施設の位置、形状、内のり寸法 ・消火栓の位置	排水施設計画平面図と併用可
7 排水施設計画平面図 (1/500以上)	・方位、縮尺、凡例 ・排水施設の名称、位置、延長、種類、形状、材料、内法寸法、流水方向 ・吐口の位置 ・放流先河川及び水路の名称、断面 ・調整池の位置 ・表面排水の流向	流量計算をする場合は勾配必須
8 予定建築物の平面図 (1/500以上)	・方位、縮尺、凡例	各図との整合
9 予定建築物の立面図 (1/500以上)	・方位、縮尺、凡例	各図との整合
10 公図(写し)	・方位 ・施行区域(赤線)	字が複数にまたがる場合は合成公図を作成すること
11 土地の登記事項証明書(写し)	・開発区域内全てについて必要 ・3か月以内に取得したもの ・登記官による証明文があるもの(登記情報提供サービスによるものは不可)	
12 開発区域内権利者一覧表	・物件の種類 ・所在及び地番 ・権利の種類 ・権利者の氏名又は名称 ・同意の有無	権利とは、土地・建物の所有権のほか、抵当権等も含む

まちづくり条例事前協議申請 添付図書一覧

図 書 名	記載事項	備考
13 開発区域内権利者の開発行為施行同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域内権利者の押印</li> <li>・物件の種類</li> <li>・所在及び地番</li> <li>・面積</li> <li>・権利の種類</li> </ul>	開発区域内権利者の印鑑証明書を添付
14 隣接地、周辺地域等の土地権利者等一覧表	〈様式第1号の2〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・物件の種類</li> <li>・所在及び地番</li> <li>・地目、面積</li> <li>・権利の種類</li> <li>・権利者の氏名又は名称</li> <li>・同意の有無</li> </ul>	権利とは、土地・建物の所有権のほか、抵当権等も含む
15 設計説明書（その1）（その2）	〈その1〉 設計の方針に「関係法令を遵守」する旨を記載	様式に従い記入すること
16 販売(入居)計画書	申請から販売(入居)完了までの計画について、工程表を提出	住宅開発以外でも、工事完了までの簡易な工程表を提出
17 委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任者、受任者の氏名</li> <li>・委任者の押印</li> <li>・物件名(開発地番等)</li> <li>・委任内容(「申請に係る一切の手続き」等の文言)</li> </ul>	委任者の印鑑証明書を添付
18 現況写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の現況</li> <li>・道路、排水路等開発行為に係りのある公共施設の現況</li> <li>・写真に数字等を符号</li> </ul>	
19 写真撮影方向図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影方向を矢印で記載</li> <li>・現況写真との数字等の整合</li> </ul>	
20 地元関係者の同意書（区長、水利組合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長、水利組合の押印</li> </ul>	区長の連絡先は地域振興室、水利組合の有無は区長に確認
21 隣接地、周辺地域等との調整資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知範囲が分かる地図（周知範囲を図面上で囲むこと）</li> <li>・原則、同意書を取得すること。</li> </ul>	対面で説明をするよう努めること
22 流量計算書 ※都市計画法第29条の許可を要する場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理式雨水流出量、流下可能量、クッター公式及びマンニング公式</li> <li>・施行区域内における雨水について流水方向別に排水区域図を作成し、集排水系統別に計画流出量を算定</li> <li>・放流先施設の排水能力を算定</li> </ul>	算定の諸数値について「都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく技術的基準」の数値使用すること クッター公式及びマンニング公式は混在させないこと
23 構造物の安定計算書（全高2m以上の擁壁） ※都市計画法第29条の許可を要する場合に限る。	宅地防災マニュアル、土木学会、建築学会及び日本道路協会等の定める基準に基づいて算定	計算過程、引用対象を詳記すること
24 その他必要書類		別紙参照

24 その他必要書類

図 書 名	記載事項	備考
求積図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位、縮尺</li> <li>・ 施行区域の境界</li> <li>・ 施行区域、公共公益施設の面積(三斜方式等)</li> </ul>	<p>区画整理や地籍調査等の実施がなく、法務局に備え付けられている公図が地図に準ずる図面の場合、実測資料や求積図を添付必須</p>
排水施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺</li> <li>・ 開渠、暗渠、床止工、護岸工、人孔工、樋工、吐口等の構造断面</li> <li>・ 材料及び品質</li> <li>・ 形状及び寸法</li> <li>・ 鉄筋の位置、径及び配筋</li> <li>・ コンクリート強度</li> </ul>	<p>排水施設計画平面図と対照できるように名称を記載すること 既製品はカタログの提出でも可</p>
排水流域図 ※都市計画法第29条の許可を要する場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発区域に流入する地域</li> <li>・ 開発区域内の各排水区域</li> </ul>	
擁壁展開図 ※都市計画法第29条の許可を要する場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺</li> <li>・ 擁壁の高さ、延長、根入れ寸法及び埋戻し線</li> <li>・ 水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法</li> <li>・ 隅角補強及び目地</li> </ul>	<p>造成計画平面図の照合符号を表示すること。</p>
擁壁構造図（断面図）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺</li> <li>・ 擁壁の種類、寸法及び勾配</li> <li>・ 擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>・ 裏込コンクリートの種類</li> <li>・ 透水層の位置、材料及び寸法</li> <li>・ 止水コンクリートの品質及び寸法</li> <li>・ 水抜穴の位置、材料及び内径寸法</li> <li>・ 擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>・ 基礎地盤、埋戻しの土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法</li> <li>・ 法面の形状、高さ、勾配及び土質</li> <li>・ 擁壁の高さ及び根入れ寸法</li> <li>・ 目地の位置、材料及び寸法</li> <li>・ 鉄筋の位置、径及び配筋</li> <li>・ コンクリート強度</li> <li>・ 隅角補強詳細</li> <li>・ 地耐力</li> </ul>	<p>擁壁の種類ごとに対照できるように名称を明記すること</p>
大臣認定擁壁認定書	<p>認定条件を満足していることが分かる書類</p>	